

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年8月5日
【四半期会計期間】	第17期第1四半期（自平成25年4月1日至平成25年6月30日）
【会社名】	株式会社ブイ・テクノロジー
【英訳名】	V Technology Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 杉本 重人
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134番地
【電話番号】	(045) 338-1980
【事務連絡者氏名】	企画部広報IRグループ長 河原 拓
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134番地
【電話番号】	(045) 338-1980
【事務連絡者氏名】	企画部広報IRグループ長 河原 拓
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期 第1四半期連結 累計期間	第17期 第1四半期連結 累計期間	第16期
会計期間	自平成24年 4月1日 至平成24年 6月30日	自平成25年 4月1日 至平成25年 6月30日	自平成24年 4月1日 至平成25年 3月31日
売上高（百万円）	1,030	1,505	3,662
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	△332	80	△1,105
四半期純利益又は四半期（当期）純損失（△）（百万円）	△277	36	△834
四半期包括利益又は包括利益（百万円）	△346	86	△597
純資産額（百万円）	8,067	7,813	7,791
総資産額（百万円）	12,814	14,326	13,567
1株当たり四半期純利益金額又は四半期（当期）純損失金額（△）（円）	△5,922.40	788.12	△17,823.59
自己資本比率（％）	61.7	53.2	56.0

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等を含んでおりません。
3. 第16期及び第16期第1四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益金額については、潜在株式が存在するものの1株当たり四半期（当期）純損失金額であるために記載しておりません。
4. 第17期第1四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、長引く欧州経済の停滞や中国をはじめとする新興国経済の減速等の影響を受けたものの、各種政策への期待感から円安・株高基調が続き、景況感には改善の動きが見られました。

当社グループの関連するフラットパネルディスプレイ（FPD）市場では、これまで延伸されていた主力のテレビ向け大型液晶パネル並びにスマートフォン及びタブレット端末向けの中小型液晶パネルについて、主に中国において新設ライン用設備投資に向けた動きが見られたほか、有機ELの新たな設備投資計画の動きも見られました。

このような環境の中、当社グループは、検査関連装置については主に中国及び韓国向け案件での商談成約に向けた活動を、露光装置及び有機EL用装置については国内外のパネルメーカーへ拡販活動を行ってまいりました。

受注金額は、主に韓国及び中国向けの検査関連装置、中国向けの露光装置並びに関連消耗部品及びメンテナンス等の受注により、23億5千6百万円（前年同期は2億9千2百万円）となりました。なお、受注残高は73億4百万円（前年同期は19億9千7百万円）となりました。

この結果、売上高は15億5百万円（前年同期売上高10億3千万円）、営業利益は7千5百万円（前年同期営業損失3億2千4百万円）、経常利益は8千万円（前年同期経常損失3億3千2百万円）、四半期純利益は3千6百万円（前年同期四半期純損失2億7千7百万円）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べ7億5千8百万円増加し、143億2千6百万円となりました。主な要因は、「仕掛品」が9億9千2百万円、「受取手形及び売掛金」が5億1千2百万円増加したこと及び「現金及び預金」が10億1千6百万円減少したことによります。

負債は、前連結会計年度末に比べ7億3千6百万円増加し、65億1千2百万円となりました。主な要因は、「支払手形及び買掛金」が9億3千5百万円増加したことによります。

純資産は、前連結会計年度末に比べ2千2百万円増加し、78億1千3百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループの研究開発活動の金額は、1億1千4百万円であります。なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 従業員数

当第1四半期連結累計期間において、従業員数が前連結会計年度末179名から1名増加しております。

なお、従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者(パートタイム労働者及び派遣社員)は含んでおりません。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当社の事業特性上、生産、受注及び販売額について前年同期と比較した場合、増減額又は増減割合が著しく変動する可能性があります。これは、F P D 関連製造設備は生産性向上のために大型化し1件当たりの投資額が巨額になってきていること及び検査関連装置に比べて単価が多額である露光装置の事業が拡大していること、並びに当社グループでは、顧客の個別注文に応じた受注生産販売を行っているため、顧客の都合によっては受注や納入の時期が変動し、業績に与える影響が大きくなる可能性があるためです。

当第1四半期連結累計期間において、F P D 事業の生産、受注及び販売実績は、次のとおりです。

①生産実績

当第1四半期連結累計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりです。

セグメントの名称	前四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日) (百万円)	当四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日) (百万円)	前年同四半期比 (%)
F P D 事業	394	2,558	549.3
合計	394	2,558	549.3

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

②受注金額

当第1四半期連結累計期間の受注金額を地域別に示すと、次のとおりです。

地域	前四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日) (百万円)	当四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日) (百万円)	前年同四半期比 (%)
日本	106	187	76.0
中国	29	355	—
韓国	111	1,499	—
台湾	44	314	602.3
合計	292	2,356	706.0

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 中国及び韓国の受注金額の前年同四半期比は、1,000%以上のため記載しておりません。

③販売実績

当第1四半期連結累計期間の販売実績を地域別に示すと、次のとおりです。

地域	前四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日) (百万円)	当四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日) (百万円)	前年同四半期比 (%)
日本	370	575	55.1
中国	175	720	310.3
韓国	350	141	△59.5
台湾	133	67	△49.6
合計	1,030	1,505	46.1

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	175,903
計	175,903

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成25年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成25年8月5日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	47,540	47,540	東京証券取引所 (市場第1部)	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	47,540	47,540	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成25年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第1四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成25年5月28日
新株予約権の数(個)	600
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	271,000
新株予約権の行使期間	自 平成26年7月1日 至 平成27年6月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 271,000 資本組入額 135,500
新株予約権の行使の条件	(注1)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)

(注) 1. 新株予約権行使の条件

(1) 新株予約権者は、下記(i)及び(ii)に掲げる条件が満たされた場合、それぞれ定められた割合までの個数を行うことができる。

(i) 平成26年3月期の連結営業利益または平成26年3月期の下半期及び平成27年3月期の上半期の連結営業利益合計が5億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の80%まで

(ii) 平成26年3月期の連結営業利益または平成26年3月期の下半期及び平成27年3月期の上半期の連結営業利益合計が10億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の残り20%

なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由のあると取締役会が認めた場合にはこの限りではない。
- (3) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式 1 株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金 271,000 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行、または、自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{新株 1 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新株発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(注) 1 に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

4. 組織再編成行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）2の(1)に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）2の(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権の行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
②本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記（注）1に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
上記（注）3に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万 円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成25年4月1日～ 平成25年6月30日	—	47,540	—	2,408	—	2,064

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成25年6月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 748	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 46,792	46,792	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	47,540	—	—
総株主の議決権	—	46,792	—

② 【自己株式等】

平成25年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社ブイ・テクノロジー	神奈川県横浜市保土ヶ谷区神戸町134番地	748	—	748	1.57
計	—	748	—	748	1.57

（注）当第1四半期会計期間末の自己株式数は748株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,790	4,773
受取手形及び売掛金	※2 4,088	4,600
商品及び製品	46	45
仕掛品	1,203	2,195
原材料及び貯蔵品	408	389
その他	545	919
貸倒引当金	△20	△18
流動資産合計	12,062	12,905
固定資産		
有形固定資産	859	851
無形固定資産	57	48
投資その他の資産		
関係会社株式	21	17
その他	566	503
投資その他の資産合計	588	520
固定資産合計	1,504	1,420
資産合計	13,567	14,326
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※2 1,673	※2 2,608
短期借入金	※1 1,150	※1 850
1年内返済予定の長期借入金	701	827
未払法人税等	19	34
製品保証引当金	118	114
引当金	70	58
その他	333	508
流動負債合計	4,066	5,002
固定負債		
長期借入金	1,642	1,439
引当金	66	70
固定負債合計	1,708	1,509
負債合計	5,775	6,512
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,408	2,408
資本剰余金	2,064	2,064
利益剰余金	3,219	3,198
自己株式	△125	△125
株主資本合計	7,567	7,545
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△2	△2
繰延ヘッジ損益	10	28
為替換算調整勘定	22	53
その他の包括利益累計額合計	30	80
新株予約権	193	187
純資産合計	7,791	7,813
負債純資産合計	13,567	14,326

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
売上高	1,030	1,505
売上原価	887	909
売上総利益	142	595
販売費及び一般管理費	467	519
営業利益又は営業損失(△)	△324	75
営業外収益		
受取利息	2	10
為替差益	—	6
その他	3	2
営業外収益合計	6	19
営業外費用		
支払利息	6	8
持分法による投資損失	—	4
その他	7	2
営業外費用合計	13	15
経常利益又は経常損失(△)	△332	80
特別利益		
新株予約権戻入益	0	8
特別利益合計	0	8
特別損失		
固定資産除却損	0	1
割増退職金	111	—
特別損失合計	111	1
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△443	86
法人税、住民税及び事業税	1	24
法人税等調整額	△167	25
法人税等合計	△165	49
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△277	36
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△277	36

【四半期連結包括利益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失(△)	△277	36
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△1	0
繰延ヘッジ損益	—	18
為替換算調整勘定	△67	31
その他の包括利益合計	△69	49
四半期包括利益	△346	86
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△346	86
少数株主に係る四半期包括利益	—	—

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

※1. 当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
当座貸越限度額	4,700百万円	4,300百万円
借入実行残高	1,150	850
差引額	3,550	3,450

※2. 四半期連結会計期間末日満期手形

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、当四半期連結会計期間末日が金融機関の休日でしたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。当四半期連結会計期間末日満期手形の金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年6月30日)
受取手形	0百万円	－百万円
支払手形	36百万円	128百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)
減価償却費	27 百万円	25 百万円

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	58	1,250	平成24年3月31日	平成24年6月28日	利益剰余金

II 当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	58	1,250	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年6月30日)

当社グループは、FPD事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額(△)	△5,922円40銭	788円12銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△) (百万円)	△277	36
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△)(百万円)	△277	36
普通株式の期中平均株式数(株)	46,792	46,792
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	平成25年5月28日取締役会決議ストックオプション(新株予約権) 普通株式 600株

(注) 1. 前第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 当第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

当社は、平成25年7月1日開催の臨時取締役会において、下記のとおり、オムロンレーザーフロント株式会社(以下「O L F T社」)の「F P D・半導体業界向けリペア装置事業」を譲り受けることについて決議を行い、同日付けでO L F T社と事業譲渡契約書を締結いたしました。

(1) 事業譲受けの理由

O L F T社は、日本で初めて固体レーザーを事業化した企業であります。「F P D・半導体業界向けリペア装置事業」では、局所レーザーCVD技術(※)を中心に、F P D分野及び半導体分野において微細な欠陥を修正する装置、サービス・サポートを広く提供してきました。

当社は、F P D分野において生産に貢献するイノベティブな装置を広く提供しております。事業譲受けによって既存事業との相乗効果により顧客へ提供する価値を増加できると判断し、今回の締結に至りました。

(※) CVD(=Chemical Vapor Deposition: 化学気相成長)とは、T F T(薄膜トランジスタ)等の製造工程で基板上にシリコン等の薄膜を形成する工業的手法

(2) 事業譲受けの内容

F P D向けリペア装置及びF P D/半導体用マスクリペア装置の設計、製造、修理、サポート等の全業務

(3) 譲受け価額、譲受け資産及び負債並びに決済方法

今後両社協議の上で決定いたします。

(4) 事業譲受け期日

平成25年10月1日に事業譲受けを完了する予定です。

(5) 相手先の概要(平成25年3月31日現在)

名称 : オムロンレーザーフロント株式会社
所在地 : 神奈川県相模原市中央区下九沢1120
代表者 : 代表取締役社長 小林 光生
事業内容 : レーザー加工装置の開発・製造・販売・保守サービス
資本金 : 1,508百万円
設立 : 平成16年1月
大株主 : オムロン株式会社
相手先との関係 : 資本関係・人的関係・取引関係ともに該当すべき事項はございません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年7月31日

株式会社 ブイ・テクノロジー
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水野 雅史 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 細野 和寿 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ブイ・テクノロジーの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ブイ・テクノロジー及び連結子会社の平成25年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が四半期連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。